

第5次二宮町総合計画 中期基本計画

2016-2018(平成28年度～平成30年度)



「住んで良かった!」を体感、
実感できる町を目指して

ご あ い さ つ

このたび、平成25年度を初年度とする10か年のまちづくりの指針である「第5次二宮町総合計画」基本構想に掲げる将来像「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向け、平成28年度から平成30年度までの「中期基本計画」を策定いたしました。

平成25年度から平成27年度の前期基本計画期間3年間は、「生活の質の向上と定住人口の確保」、「環境と風景が息づくまちづくり」、「交通環境と防災対策の向上」、「戦略的行政運営」という4つのまちづくりの方向性に沿って施策を展開してまいりました。

この間、国では地方創生に向けた動きが加速化し、二宮町でも、平成27年度から平成31年度を計画期間として、「二宮町総合戦略」を策定いたしました。

二宮町総合戦略では、この町の財産が「人」、あるいは「人と人との繋がり」であり、温暖な気候と穏やかな風土に育まれた町民の高いポテンシャルこそがこの町の強みであるとしております。

中期基本計画では、この強みを最大限に発揮し、基本構想に掲げる「まちづくりの力」、「地域の力」、「自治体経営の力」の3つの力の連携をさらに進め、町民と行政が方向性を同じくして、4つのまちづくりの方向性に沿って、暮らしやすい地域づくり・コミュニティの再生を通じ、「子育てしやすい町」、「暮らしやすい町」、「住んで良かった町」を実感、体感できるまちづくりに取り組み、ファミリー層をはじめ全ての世代から選ばれるよう、各種施策を推進いたします。

最後に、「中期基本計画」並びに「二宮町総合戦略」の策定にご参画いただきました町民の皆様をはじめ、慎重なご議論を賜りました二宮町総合計画審議会並びに二宮町総合戦略検討委員会の皆様、関係機関の皆様に、心から御礼申し上げます。

平成28年3月



二宮町長 村田 邦子

目次

1 章 中期基本計画について

中期基本計画の構成	2
総合計画の3層構造のイメージ	3
中期基本計画・施策体系	4

2 章 重点的方針

概要	9
まちづくりの方向性1の重点的方針	10
まちづくりの方向性2の重点的方針	12
まちづくりの方向性3の重点的方針	14
まちづくりの方向性4の重点的方針	16

3 章 分野別方針

分野別方針1	19
分野別方針2	29
分野別方針3	35
分野別方針4	39
分野別方針5	47
分野別方針6	55
分野別方針7	63

4 章 実現の方策

総合計画に基づく計画の見直しの方向性	72
--------------------	----

資料

1. 策定経過	74
2. 二宮町総合計画審議会条例	77
3. 二宮町総合計画審議会委員名簿	79
4. 諮問	80
5. 答申	81

1 章

中期 基本計画について

中期基本計画の構成

中期基本計画は、第5次二宮町総合計画基本構想に基づいて策定する中期3カ年（平成28年度～平成30年度）の計画です。この計画は、町が戦略的かつ重点的に取り組む「重点的方針」、福祉、教育など行政分野ごとの方針と施策の概要を掲げる「分野別方針」、そして基本計画の「実現の方策」で構成します。

- 「重点的方針」は、第5次二宮町総合計画基本構想に掲げる「まちづくりの方向性」に基づき、「分野別方針」に掲げる施策を横断的に連携して取り組むため、中期3カ年の方針を定めるものです。
- 「分野別方針」は、各分野ごとの方針と施策の概要を定めるものです。
- 「実現の方策」は、第5次二宮町総合計画基本構想の実現に向けた方策を定めるものです。

総合計画の3層構造のイメージ



中期基本計画・施策体系

基本構想

将来像

人と暮らし、文化を

3つの
理念

まちづくりの力

地域

まちづくり
の方向性

生活の質の向上と 定住人口の確保

環境と風景が 息づくまちづくり

重点的方針

- 1) 子育て世代を見守り、支えるための妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援と環境づくり
- 2) 特色ある学校教育による子どもたちの生きる力の育成
- 3) 誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり
- 4) 「にのみやLife」の提案と発信
- 5) 地域コミュニティの醸成支援

- 1) 二宮を知り、二宮に触れ、二宮を体験できる環境づくり
- 2) 子育てと仕事の両立の推進
- 3) 地域にしごとを生み出し、資金を循環させるしくみづくり
- 4) 身近な地域で働く希望を叶えるための雇用創出
- 5) 町の環境を活かした再生可能エネルギーの地産地消等の可能性検討

中期基本計画

分野別方針

分野別方針
1

福祉・健康
保健

- 社会福祉
- 高齢者福祉
- 障がい者（児）福祉
- 健康・保健・医療

分野別方針
2

子育て・子育て、
教育

- 子育て・子育て
- 小・中学校教育

分野別方針
3

生涯学習・
スポーツ、
歴史・文化

- 生涯学習・スポーツ、
歴史・文化

育む自然が豊かな町

の力

自治体経営の力

交通環境と
防災対策の向上

戦略的行政運営

- 1) 災害や犯罪に備える地域づくり
- 2) 公共施設の総合的な
マネジメントとコンパクトさを活かした
暮らしやすいまちづくり

- 1) 職員のスキルアップによる運営能力の
運営能力の向上
- 2) 戦略的な自治体運営及び
スリムな財政運営の推進

分野別方針
4

土地利用、
都市基盤

土地利用、
都市整備

道路、交通、
下水道

公園・緑地

分野別方針
5

環境・防災

環境保全

安全・安心
消防・救急、

防災

分野別方針
6

産業・経済

農林漁業

商工業

観光

分野別方針
7

自治体経営

自治

地域コミュニティ支援

行財政運営

2 章

重点的方针

重点的方針 概要

まちづくりの方向性	重点的方針		関連する施策No.	
1 生活の質の向上と定住人口の確保	1	子育て世代を見守り、支えるための妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援と環境づくり	1-4-1 1-4-3 2-1-1	2-1-2 2-1-3 2-1-4
	2	特色ある学校教育による子どもたちの生きる力の育成	2-2-1 2-2-2 2-2-3	2-2-4 2-2-5
	3	誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり	1-1-3 1-2-1 1-2-2 1-2-3	1-2-4 1-4-1 1-4-2
	4	「にのみや Life」の提案と発信	1-4-1 1-4-3 2-1-1 2-1-2	2-1-3 2-1-4 4-1-2 7-1-1
	5	地域コミュニティの醸成支援	7-1-2 7-2-1	
2 環境と風景が息づくまちづくり	1	二宮を知り、二宮に触れ、二宮を体験できる環境づくり	3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-1-4 3-1-5 3-1-6	4-3-1 4-3-2 5-1-1 6-1-2 6-3-1 7-2-1
	2	子育てと仕事の両立の推進	2-1-1 2-1-2 2-1-3	2-1-4 7-2-2
	3	地域にしごとを生み出し、資金を循環させるしくみづくり	6-2-1 6-2-3	
	4	身近な地域で働く希望を叶えるための雇用創出	6-1-1 6-1-2 6-1-3	6-2-5
	5	町の環境を活かした再生可能エネルギーの地産地消等の可能性検討	5-1-3	
3 交通環境と防災対策の向上	1	災害や犯罪に備える地域づくり	5-2-1 5-2-2 5-2-3 5-2-4	5-3-1 5-3-2 5-3-3
	2	公共施設の総合的なマネジメントとコンパクトさを活かした暮らしやすいまちづくり	4-1-1 4-1-4 4-2-1 4-2-2	4-3-1 7-3-3 7-3-4
4 戦略的行政運営	1	職員のスキルアップによる運営能力の向上	7-1-3	
	2	戦略的な自治体運営及びスリムな財政運営の推進	7-3-1 7-3-2 7-3-5	

1 生活の質の向上と定住人口の確保

環境を活かした「生活の質」の向上と「定住人口」の確保を図ります。

「長寿の里」、「子育て・子育ての町」として、子どもから高齢者まで、誰もが、豊かな自然環境と生活環境の中で、健康で安心して暮らすことができ、さらに、住環境、子育て・子育て環境、教育環境を充実することにより、「生活の質」の向上を図ります。

そのため、町民の知恵と努力がまちづくりに活かされるとともに、町民同士の協力と支え合いにより、地域コミュニティが息づくまちづくりを進めます。

また、「生活の質」を向上させることにより、子育て世代を中心に定住人口の確保に努めます。

重点的方針

1 子育て世代を見守り、支えるための妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援と環境づくり

子どもの健やかな成長と安心して子育てができる体制の実現のため、子育て世代包括支援センターを設置し、健康診査や健康相談・訪問指導等、妊娠、出産から、育児期を通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

また、食育の推進や学童期・思春期における保健対策や小児医療費の助成等により、子育てしやすい環境整備を行います。

さらに、コンパクトな町ならではの特徴を活かし、地域ぐるみで子育て支援体制を構築することで、すべての家庭が地域で安心して子育てできる環境整備を図ります。

また、保育の質の向上と量の確保を図るとともに、子育てに関する講座の開催や相談を通じて、保護者がともに育ち育て合う環境づくりに取り組みます。

2 特色ある学校教育による子どもたちの生きる力の育成

児童生徒の確かな学力とたくましく生きるための体力の向上を柱に、子どもたちの生きる力を育むため、特色ある学校づくりによる教育内容の充実と、地域活動への参加等の体験活動を通じた地域社会との連携を推進します。

また、すべての児童生徒が安心して学べる教育環境をさらに充実させるため、児童生徒一人ひとりの成長に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、将来を見据えた学校教育、学校施設のあり方について検討を行います。

3

誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり

高齢化の進展に伴い、高齢者の就労や活躍の場づくり、社会参加に向けた活動の支援について推進する必要があります。

高齢者が地域の中でいきいきと暮らせる生活環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、推進を図ります。

また、子どもや高齢者、障がい者等、誰もがいくつになっても地域で健やかに自立した生活を送ることができるよう、気軽に運動ができる環境づくりを進めるとともに、民間の力を活かした健康・体力づくりの機会をつくること等により、未病に対する取り組みを推進し、町民の健康・体力増進を図ります。

4

「にのみやLife」の提案と発信

人口の減少傾向を抑制するために、「二宮町に住み続けたい」、「二宮町に戻ってきたい」、「二宮町に住んでみたい」と思ってもらえるようなライフスタイル「にのみやLife」として確立し、そのプロモーション戦略を推進することで、今までとは違う新たな「人の流れ」を創出します。

「にのみやLife」を確立するためには、新たな魅力を創出する、または既存の魅力を活かしながら更に魅力を高めることに取り組み、「住んで良かった」と実感してもらえるよう、様々な世代の生活スタイル・ライフステージに応じた定住支援施策や移住支援施策の展開を図ります。

5

地域コミュニティの醸成支援

少子高齢化の進展・働き方の変化等から、地域活動の人材が不足し、地域コミュニティの維持が難しくなっている地域が出てきています。

そのため、子育て世代や元気な高齢者等、全ての世代がコミュニティ活動に参加しやすく、安全・安心に住み続けられるコミュニティの醸成を支援します。

2 環境と風景が息づく まちづくり

身近な自然環境、歴史・文化と田舎の風景が息づく まちづくりを進め、町の活性化を図ります。

自然環境、歴史・文化を保全・育成し、都会に近い身近な自然環境と田舎の風景、穏やかな住環境を活かした観光を振興し、農業と漁業の振興を図ります。

また、地域の素材を大切に商品づくり等による商工業振興や、高齢者世代や子育て世代のニーズに応えた商工業振興を進めます。

さらに、町の特性を活かした農業、漁業、商工業と観光との有機的な連携と、町民との連携・協力により、町の活性化を図ります。

重点の方針

1 二宮を知り、二宮に触れ、 二宮を体験できる環境づくり

町には多様な自然環境や歴史・文化等の地域資源が多数存在しており、その環境を暮らしの中に取り込むことで、住環境の魅力が形成されています。

この魅力を町内外を問わず多くの人々に実感してもらうため、町の自然や歴史・文化等に触れられ、体験できる機会づくりを進めます。また、進学や就職等により町外へ転出しても、将来、生まれ育った二宮町に戻って子育てしたいと思ってもらえるよう、子どもたちに対して二宮町の自然や歴史、文化に触れられる機会づくりを進めます。

観光で町を訪れた人が二宮に来ると「面白い」、「楽しい」と感じてもらい、「いずれは二宮町に住んでみたい」と思ってもらえるよう、観光情報の提供に努めつつ、「このみや Life」の提案を推進していきます。

さらに、ホールや図書館等を兼ね備えた生涯学習センター・ラディアンは町の文化・芸術活動の拠点であることから、多様な世代が集い、学習を深め、交流する場として、町内外への発信力を強化します。

2

子育てと仕事の両立の推進

個人の価値観や生活スタイルに合わせ、誰もが多様な働き方を選択し、子育て世代のワーク・ライフ・バランスを実現するために、長時間労働といった働き方の改善や女性の就業継続・支援等を目指して、家庭や企業に対する意識啓発を推進します。

3

地域にしごとを生み出し、 資金を循環させるしくみづくり

町内の産業の活性化を図るため、商工会等と連携し、起業・開業支援を行います。

4

身近な地域で働く希望を 叶えるための雇用創出

元気な高齢者や資格を持った方等が身近な場所で働くことができるような環境づくりを進めます。

また、農業については、町の主要産業の1つですが、後継者不足等により担い手不足の状況にあります。そのため、就農希望者等に対する農地のあっせんや就農相談等総合的な支援を図るとともに、特産物の普及・奨励等により食の地産地消を進めます。

5

町の環境を活かした再生可能エネルギーの 地産地消等の可能性検討

豊かな自然環境に恵まれている二宮町において、町内の地形等を活かした再生可能エネルギー導入の可能性を含め、計画を策定します。

3 交通環境と 防災対策の向上

誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるように
交通環境、防災対策の向上を図ります。

便利でコンパクトな町という特性を活かして、町民にとって身近で利用しやすい公共施設の充実と、駅前広場や主要な道路の改良、公共交通の確保等により、交通環境の充実を図ります。

また、喫緊の課題である大震災等の災害に備えるとともに、家庭、地域で町民同士の協力と支え合いによる減災文化が根付くまちづくりを進めます。

重点の方針

1

災害や犯罪に備える地域づくり

町民が安心して住み続けられる町にするためには、災害時でも安全性を確保できるまちづくりが重要となります。

大規模な震災をはじめ、台風による高波被害、ゲリラ豪雨による都市型水害等の災害に対応するため、町民と協力・連携した防災・減災まちづくりの推進を図るとともに、消防・救急活動体制の強化を図ります。

また、地域による防犯体制の充実や交通安全対策等、安全・安心なまちづくりを推進し、全ての町民が危険や不安を感じることはないような体制づくりに努めます。

2

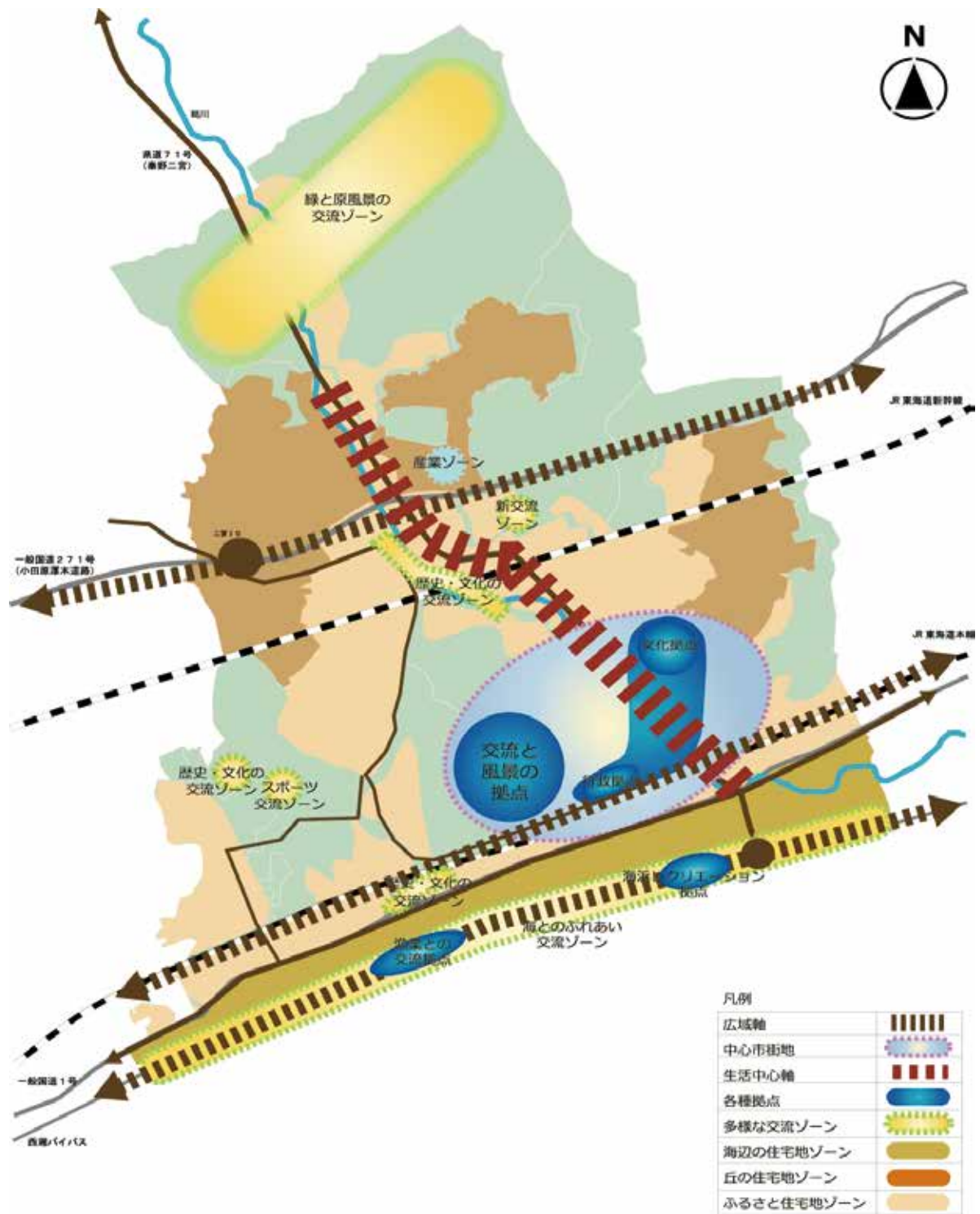
公共施設の総合的なマネジメントと コンパクトさを活かした暮らしやすいまちづくり

高度経済成長に伴い、昭和40年代以降、多くの公共施設を整備してきましたが、現在では老朽化が進み、また、人口やその構成が変化していることから、公共施設のあり方について、見直す必要があります。

そこで、公共施設の総合的なマネジメントにより、施設の適正な配置と維持管理を推進するとともに、戦略的な有効利用を図ります。

また、コンパクトな町域に市街地を形成している町の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、計画的な土地利用の誘導を図り、誰もが移動手段を確保できるような、交通網の形成を図ります。

基本構想（まちづくりのビジョン）「土地利用構想図」



4 戦略的行政運営

コンパクトな自治体に相応しい スリムな行財政運営を進めます。

自治体財政が厳しい時代が続くものと予想されることから、計画的な行財政運営を進めます。

時代状況の変化や町民の要請に応えられる行政を目指して、柔軟で機動的な自治体経営、スリムな行政、他の自治体との連携による広域行政、将来像を実現するための戦略的なまちづくり、広報広聴機能の充実を進めます。

また、「自治体経営の力」を向上させるため、まちづくり行政を担う職員の育成を進めます。

重点的方針

1

職員のスキルアップによる運営能力の向上

窓口等における町民への職員の対応の向上や、施策に関連する専門知識の蓄積等、業務に関する能力の向上を図るとともに、公平で効率的かつ効果的な施策・事業の運営能力を身につけられるよう、体系的・段階的な人材育成の方針に基づき計画的な人材育成を行います。

2

戦略的な自治体運営及びスリムな財政運営の推進

戦略的な自治体運営を推進するため、長期的な視点に立ち、周辺自治体や町民、民間等との連携や、施策や事業等の柔軟な運用を行います。

また、事業及び施策について、外部評価も含めた評価制度を活用し、効率的・効果的な運用を進めるため、事業費を含めた見直しや、統廃合等を進めます。

3章

分野別方針

分野別方針

1

福祉・健康・保健

～支えあいにより心豊かに暮らせる町～

住み慣れた地域において、誰もが安心して健康に、生きがいをもって暮らすことができるように、福祉サービスを推進するとともに、町民が主体となった協力と支え合いによる福祉のまちづくりを進めます。

1-1

社会福祉

1-2

高齢者福祉

1-3

障がい者(児)福祉

1-4

健康・保健・医療



吾妻山へ登ろう

1-1

社会福祉

現況と課題

少子高齢化の進行をはじめ、単身世帯の増加、世帯の小規模化、価値観の多様化、生活圏の広域化に伴って、地域における町民のつながりやきずなが次第に希薄化していますが、一方で近年相次ぐ自然災害等により家族や地域のつながりやきずなが大切であることが再認識されています。

町では、二宮町社会福祉協議会と協力・連携し、その社会福祉協議会に登録されたボランティアによる支援をはじめ、町内11地区に設立された地区社協部会によるボランティア活動や地域に根ざした福祉活動が活発に行われています。また、町民に身近な民生委員・児童委員による活動を支援し、介護保険制度等によるサービスの提供等の各種事業に取り組んでいます。

今後は、住みなれた地域において、誰もが安心して健康に、生きがいをもって暮らすことができるように、福祉サービスを充実するとともに、町民一人ひとりが自立をしながら、個人や家族では解決できない生活上の諸問題について、地域のつながりやきずなにより、解決しようとする社会的取り組みが一層重要となっています。

施策の方向性

町民が主体となって、協力と支え合いによる福祉のまちづくりの充実を図るため、二宮町社会福祉協議会とより一層の協力・連携を深め、わかりやすい情報提供や相談体制の充実、ボランティア団体等との連携方法の検討、町民相互の協力と支え合いのきっかけづくりを行う等、行政のコーディネート機能の充実を図ります。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
1-1-1	二宮町社会福祉協議会との協力・連携	行政と二宮町社会福祉協議会が協力・連携することにより、それぞれの役割分担のもと、サービスの充実を図ります。
1-1-2	相談・情報提供の充実	社会福祉に関する相談や、利用できる情報等について、分かりやすい情報提供を行います。
1-1-3	地域福祉の充実	自治会・町内会等の単位で町民相互が協力と支え合いによる福祉サービスが提供されるように、地域福祉計画を策定し、地域福祉の充実に向けて支援を行います。



ふれあい福祉のつどい

1-2

高齢者福祉

現況と課題

今後、長寿命化により65歳以上の高齢者が急激に増加します。

町では、平成27年に総人口に占める高齢者の割合が約32%(約9,200人)となっており、平成32年には約35%(約9,500人)になると予測されます。特に、昭和40年代以降に住宅地として整備された百合が丘地区、富士見が丘地区で高齢者が増加しており、今後は、75歳以上の高齢者がさらに増加するものと考えられます。

「長寿の里」二宮においても、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立した生活が続けられるよう、「自立で安心、いきいきとふれあうまちづくり」を基本理念に掲げ、介護予防事業や認知症高齢者への支援等に積極的に取り組んでいます。

平成27年3月には二宮町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築に向け、特に認知症施策の推進、医療と介護の連携、生活支援サービスの整備等に重点を置き、在宅医療・介護連携等の施策を更に推進していくことが求められています。

施策の方向性

いきいきとした高齢化社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築、認知症高齢者支援、生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、高齢者の総合相談窓口としての様々なネットワークの核となる地域包括支援センターの機能強化、新たな介護予防・日常生活総合事業、ボランティアとの連携による支援を行います。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
1-2-1	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターの機能を強化し、認知症高齢者や、在宅における医療と介護の連携、家族介護者等への支援の充実を推進します。
1-2-2	生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が生きがいを持って生活できるよう、生きがいづくり活動や社会活動への参加を促進します。
1-2-3	健康づくりと介護予防の促進	高齢者が寝たきりにならず、身体的に自立した生活を送ることが出来るよう、健康寿命を延ばす健康づくり、介護予防を推進します。
1-2-4	充実した介護サービスの提供	介護が必要になった高齢者が、介護度や家族のおかれた状況に合わせて適切なサービスが受けられるよう、介護サービスの充実を推進します。



カラオケ体操

1-3

障がい者(児) 福祉

現況と課題

障がい者(児)が、障がいの種類や手帳取得の有無に捉われることなく、個々の障がいの特性に配慮しつつ、住みなれた地域で暮らし積極的に社会参加できるように、就労機会の確保や生活環境の整備が欠かせません。また、障がい者(児)だけでなく、誰もがいきいきと暮らすことができるように、地域のつながりや支え合いづくりが重要です。

町では、障がい者総合支援法に基づく支援の他、町独自の取り組みである誘導ヘルパーの派遣や手話通訳、通所のための交通費助成、在宅障がい者タクシー利用助成事業、障がい者医療費の助成等により、障がい者(児)やその家族に必要な支援を行っています。

今後も、障がい者(児)の暮らしを支援するため、平成27年3月に策定された障がい者福祉計画に基づいて適切な支援サービスの提供を行うとともに、就労・余暇活動等様々な活動に安心して参加できるよう、その機会の充実を図ることが求められています。

施策の方向性

障がい者(児)一人ひとりの障がいの状況や生活を踏まえたケアマネジメントのもとで、適正なサービス利用ができるようにします。また、ユニバーサルデザインの普及により、誰もが社会参加できるような環境を整えます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
1-3-1	すべての人が共に生きる社会 基盤づくり	障がいがあっても住み慣れた地域でその人らしい生活が維持できるよう、健康づくりや地域社会の基盤づくりを促進します。
1-3-2	その人らしい生活への支援	日中の活動の場や、相談支援等の日常生活におけるサポートや、緊急時等の安全確保の体制づくりを推進します。
1-3-3	療育・教育の充実、就労への 支援	療育・教育の充実や就労への支援により、子どもの頃から将来自立して生活し、または社会と関わって生活出来るよう支援します。
1-3-4	社会参加への支援	町内の多様な活動に自由に参加できるよう、文化・スポーツ活動への参加を促進するとともに、障がい者が社会活動に参加しやすい環境づくりを支援します。



手話入門講座

1-4

健康・ 保健・ 医療

現況と課題

平均寿命が延び、高齢化が急速に進むとともに、生活環境の大きな変化の中で、誰もが生涯を通じて健康に暮らすことができる環境づくりや、生活習慣病の予防、多様化する疾病構造の変化に対応した医療環境づくりが欠かせません。また、少子化の進展と核家族化が進む中で、安心して子どもを産むことができる環境づくりが重要です。平成 27 年には健康で笑顔で暮らせるまちづくりの実現をめざし、健康増進計画・食育推進計画を策定しました。

町では、健康づくりや疾病・介護予防に向けて、健康相談、健康診査、成人歯科健診、がん検診、予防接種等により、町民の健康づくりを支援しています。また、妊婦健康診査費の補助、マタニティ教室、妊産婦歯科健診、小児医療費の助成により、妊娠・出産や子育てへの支援を行っています。

一次救急医療や医療体制については、休日医療等は中郡の休日急患当番医制により、夜間医療は、東海大学医学部附属大磯病院、二次救急医療は、平塚共済病院、済生会平塚病院、東海大学医学部附属大磯病院、平塚市民病院の 4 つの病院が輪番で対応しています。

今後は、町民が健康で安心して暮らすことができるよう保健サービスの提供、安心して医療を受けることができる体制づくりや救急医療、災害時医療体制の充実等、地域医療対策の向上を図っていくことが求められています。また、安心して子どもを産むことができるように、支援サービスの充実が必要となっています。

施策の方向性

一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康管理ができるような支援体制や、地域医療体制の充実を図ります。また、安心して子どもを産むことができるように、支援の充実を図ります。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
1-4-1	健康づくり支援の推進	子どもから高齢者まで、誰もがいくつになっても健康に生活が出来る「健康長寿の里」を目指し、データヘルス計画の策定により効果的な保健指導、健康診査等の保健サービスの実施を推進します。 また、健康づくり普及委員や食生活改善推進団体等の団体との協働による運動習慣づくりや、食育の推進による食生活の改善を促進します。
1-4-2	地域医療の充実	町民の多様化した医療ニーズに対応するため、地域の医療機関（かかりつけ医）と連携して、一次医療の充実、二次医療機関（病院）との連携強化を図ります。
1-4-3	母子保健の充実	乳幼児健診の充実により、健診受診率の向上を図ります。 また、子育ての孤立化防止に向けて、各種教室・相談事業を充実し、育児支援の体制を整える等、妊娠・出産・子育てに関する包括的な支援に取り組みます。



健康づくりウォーク

分野別方針

2

子育て・子育て、教育

～子育て・子育てと学びの町～

子どもは地域社会の希望であり、町の未来を築く力です。幼児期の保育や学校教育を充実し、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」によって、子どもたちを町民みんなで育てられるまちづくりを進めます。

2-1

子育て・子育て

2-2

小・中学校教育



ふわふわドーム

2-1

子育て・ 子育て

現況と課題

出生率の減少、少子化とそれに伴う人口減少は、地域社会の未来づくりにとって大きな課題です。

町では、平成27年の総人口に占める15歳未満の割合が、約11%（約3,100人）となっており、平成32年には約10%（約2,700人）になると予測されます。出産年齢や未婚率が上がるとともに、子育て世代の多くは町外で就労しており、ひとり親世帯も増加傾向にあります。また、核家族化の進行や子育て世帯の親との遠居により、家族で安心して子育てできる環境が次第に失われています。

町では、二宮町子ども・子育て支援事業計画において「みんながつながり 自然とふれあいながら子育てができるまち」を基本理念として掲げ、育児相談、子育てサロンの開設、子育てスペースの充実、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等、二宮町で子どもを産み、育てたいと思えるようなまちづくりを目指して各種施策に取り組んでいます。また、3ヶ所の学童保育所の設置・運営により、両親あるいは養育者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全育成に取り組んでいます。

今後は、国の政策も踏まえ、子ども・子育て支援事業計画に位置づけた施策を社会状況の変化に合わせて講じることが必要になっています。また、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズへの対応から、保育サービスの充実や情報の共有化、子育て支援のネットワークの充実、安全・安心な外出環境の整備等が求められています。その際に、町民、各種団体、事業者等が相互に協力・連携して、子どもや子育て家庭を地域コミュニティで支えることが課題となっています。

施策の方向性

町民みんなが、子どもや子育て家庭を地域コミュニティで支える必要があることを認識し、子育て世代だけでなく町民みんなで子どもや子育て家庭を見守り、地域で支え合う子育てコミュニティづくりが必要となります。そのため、町では、保護者のニーズを踏まえた切れ目のないサービスの提供に努めるとともに、様々な場面を通じ、保護者や地域の方々が子育てについての知識や情報を得るための機会の充実に努めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
2-1-1	教育・保育環境の充実	多様化する保護者のニーズに対応するため、教育・保育環境の充実に図ります。
2-1-2	子育て中の親への支援の充実	身近な地域の中で子育て中の親が気軽に子育てに関する相談の出来る、子育てサロンや親育ち講座等の場づくりを子育て世代の意向を踏まえ推進します。
2-1-3	子育てコミュニティづくりの推進	ファミリー・サポート・センターの運営や、コミュニティ保育への支援を通じて、地域における子育てを支援します。
2-1-4	学童保育所の充実	留守家庭児童が放課後に安心して遊び、生活できる場所を提供し、児童の健全育成を推進します。



子育てサロン

2-2

小・中学校 教育

現況と課題

明日のまちづくりを担う児童・生徒の「生きる力」の育成のために、基礎的な学力と体力の向上を図り、地域への愛着と誇りを持った町民として育てることは、教育行政だけでなく、持続可能な地域コミュニティづくりにとっても欠かせません。

町内には、多様で身近な自然に囲まれた穏やかな地域に3つの小学校と2つの中学校があり、町民の協力も得ながら、地域に開かれた学校運営、教育内容と教育体制の充実を図っています。また、授業を通じ、コミュニケーション能力の向上に向けた取り組みも進めています。さらに教育相談・教育支援室「やまびこ」による相談体制と支援体制の充実、学校給食センター等教育環境の充実を図っています。

今後は、特色ある学校教育を推進するとともに、幼・保・小・中連携や学校、家庭、地域との協力・連携による、地域性を活かした特色ある学校づくり、児童・生徒の安全・安心な学校環境づくりが一層重要となっています。

施策の方向性

子ども一人ひとりが、質の高い教育を受けることができるよう、充実した授業内容に基づく特色ある学校教育を推進するとともに、多様で身近な自然に囲まれた穏やかな地域環境を活かして、地域への愛着をもった子どもたちを育てます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
2-2-1	教育内容の向上	児童・生徒が創意あふれた学習活動を展開するために、地域教育力の活用、各種研修会の充実、指導法の改善に努めます。また、実践的なコミュニケーション能力を高めます。
2-2-2	支援を必要とする児童生徒への対応の充実	学校・家庭・関係機関等との連携のもと支援体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力や個性を伸ばす教育を進めます。また、支援教育補助員の配置や、外国籍児童生徒への日本語指導、ことばの教室等、きめ細やかな指導を進めます。
2-2-3	教育相談の充実	心の悩みのために学校に行けない・行かない児童生徒に対し、電話や来訪による学業上の悩みについて教育相談を行い、スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）やスクール・カウンセラー（SC）等の専門職や専門機関との連携のもと、学校への復帰を支援します。
2-2-4	安全・安心な教育施設の整備	児童・生徒が、安全に安心して教育を受けることができるように、学校施設・設備の計画的な整備に努めます。
2-2-5	地域と連携した教育活動の充実	地域の方々や団体との連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを推進します。



分野別方針

3

生涯学習・スポーツ 歴史・文化

～誰もが学びとスポーツにより
生きがいをもってすごせる町～

生涯を通じて町民みんなが、一人ひとりの状況にあった学びやスポーツを体験し、温暖な気候と自然豊かな風景の中で健康にすごすことができるまちづくりを進めます。また、町の伝統・歴史や自然を学び、地域に愛着と誇りをもって暮らすことができるような環境づくりを進めるとともに、「学び」を町の活性化に結び付けることができるようにします。

3-1

生涯学習・スポーツ、歴史・文化



3-1

生涯学習・ スポーツ、 歴史・文化

現況と課題

町民のライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化、核家族化の中で、「学び」を通じた「生きがい発見」の機会づくりは、町民が生涯にわたって充実した暮らしを送るうえで、欠かせないものとなっています。また、子どもころから一人ひとりの体力や状況にあった適切なスポーツに取り組むことや、地域の歴史と文化に誇りを持ち愛着を育てることは、町の未来づくりにとって重要なことです。

町内には、歴史的建造物、伝統芸能や祭等の歴史的文化、里山、里海等の多様な自然が、町民の身近なところに存在しており、これらを再発見し、次世代に継承するための町民活動等も行われ、毎年秋に開催される町の文化祭は、その成果の発表の場となっています。

また、生涯学習の支援として開催している「このみや町民大学」は、町民により企画・運営され、町民の生きがい発見や学びの場となっています。

生涯学習センター・ラディアンは、町の文化・芸術活動の拠点・交流の場として町内外に人気のある施設で、施設内の図書館は本と出あい、学びを深める場として子どもから高齢者まで広く利用されています。

また、町内のスポーツ施設では、隣接する市町との広域連携による施設利用の促進やスポーツ関連団体との連携によるスポーツ普及活動が行われています。

地域のつながりやきずなが希薄になる中、町民による地域活動や子ども会活動、スポーツ関連の大会なども活発に行われており、町は活動への支援や情報提供を行っています。

今後は、多様な自然と地域の歴史・文化を次世代に継承するため、町民との協力・連携により町の活性化に結び付ける取り組みが課題です。

また、町民相互の学び合いやスポーツを通じて、「学び」や「スポーツ」の仲間を増やし、地域のつながりやきずなを強めることも課題となっています。

施策の方向性

町民が主体となった学習活動を通じて身近な自然、歴史・文化の再発見を行い、その成果を活かして町民の地域への誇りと愛着を醸成し、町の活性化につなげます。また、スポーツを通じて体力づくりや町民間のきずなが深まるよう支援します。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
3-1-1	生涯学習推進の仕組みづくり	町民が主体となった学習活動が図れるような生涯学習推進の仕組みづくりを進めます。
3-1-2	家庭・地域の教育力の向上	家庭や地域社会の教育力の向上に向け、講座・研修会等の開催や家庭・地域・学校相互の協力・連携を図り、地域での青少年健全育成を推進します。
3-1-3	地域スポーツの振興	スポーツイベントの実施を通じて、青少年と地域の交流・親睦を図ります。
3-1-4	スポーツ活動支援の充実	社会体育の普及・振興のためスポーツ推進委員や体育協会にスポーツ活動の活性化に向けた協力支援を要請します。 また、自主活動との連携を促し、スポーツを通じた地域づくりを推進します。
3-1-5	文化・芸術の振興	ラディアンや図書館の機能をより充実させるとともに、町民の文化・芸術活動を奨励し、活動を通じて町民相互の交流を深め、心豊かな生活ができるよう様々な町民活動の推進と支援を行います。
3-1-6	町の歴史文化の継承	町の伝統芸能、歴史文化、自然等を再発見し、町民の町に対する誇りと愛着を育てるため、活動団体との連携と支援を行います。



分野別方針

4

土地利用・都市基盤

～自然の風景が生きる便利な町～

都会に近く便利で身近な自然環境が残る町としての特性を活かして、交通環境の充実と土地利用構想に基づくコンパクトでわかりやすい都市構造づくりを進めます。また、町民との協力・連携とともに、民間の活力を活用して定住促進対策を進めます。

4-1

土地利用、都市整備

4-2

道路、交通、下水道

4-3

公園・緑地



4-1

土地利用、 都市整備

現況と課題

少子高齢化社会と人口減少時代を迎え、町でも高齢者が増加し、人口も減少傾向にあります。昭和40年代から始まった大規模な宅地開発に伴って、団塊世代を中心として増加した町民も次第に高齢化しています。

一方、町は、幹線道路が整備され、交通アクセスの良い地域であることから、住宅地の形成が進むとともに、幹線道路沿いやJR二宮駅前には商業地域が形成されています。

町では、平成27年に改訂した二宮町都市計画マスタープランに即して土地利用規制や都市施設の整備を行っていますが、人口減少や住宅団地の居住者の高齢化に伴い、空き家・空き部屋が増加していることから、定住促進のための環境整備と住宅対策が課題となっています。また、通勤通学者や観光客が集まるJR二宮駅周辺の利便性の確保や駅前広場機能の充実が求められています。

JR二宮駅周辺地区には、町民の暮らしを支える交通施設、行政施設や商業施設があり中心市街地を形成していますが、交通環境の整備とともに、幹線道路沿いに新しい商業エリアが形成されるに伴って、衰退する中心市街地の商業空間の更新が課題となっています。

県道71号（秦野二宮線）沿道に大規模商業施設や沿道型商業施設の建設が進んだほか、生涯学習センター・ラディアんに隣接して横浜地方法務局西湘二宮支局が新たに建設されたことや、東京大学農学部二宮果樹園跡地を新交流ゾーンとして位置づけることに伴って、あらためて、周辺地域のまちづくりの方向性を検討する必要があります。

施策の方向性

土地利用構想に基づき、新しい時代に対応した都市計画マスタープランに即した整備、開発及び保全を進めます。また、少子高齢化社会に対応した住み良い高質な町を創造するため、住まいと住環境のあり方を検討し、定住促進を図ります。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
4-1-1	適切な土地利用の推進・ 快適な住環境の整備誘導	二宮町都市計画マスタープランに基づいて、適正な土地利用を推進するとともに、(仮称)二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例を制定します。 また、安全・安心で快適な住環境の向上を図ります。
4-1-2	空家を活用した定住促進の ための住まいの確保	民間事業者と協力・連携し、空き家の活用や民間市場を活用した住まいの確保を図るとともに、既存住宅の耐久性の向上、住宅の増築・リフォームによる定住促進及び地域経済の活性化を図ります。 また、町外在住の子・孫世代が町内居住の親世代と同居・近居するための転入を支援します。
4-1-3	中心市街地等の整備・誘導	JR二宮駅を中心とした周辺の整備を図るとともに、町の玄関口として町民の誰もが誇りに思える駅前空間を実現するため、安全で快適な交通空間の確保を進めます。
4-1-4	交流ゾーンの検討	土地利用構想に位置づけられている新交流ゾーン等交流ゾーンの整備について町の課題を整理し、民間のノウハウの活用や町民参加により整備のあり方を検討します。
4-1-5	二宮海岸の砂浜の再生	台風災害により失われた砂浜の再生に向けて、国・県と連携・協力します。



東京大学果樹園跡地

4-2

道路、 交通、 下水道

現況と課題

町では、主要な生活道路が吾妻山を中心として町内を循環して整備されているとともに、公共下水道も整備が進み、町民の生活を支えています。

百合が丘地区、富士見が丘地区は、丘陵地を開発した住宅地であり、坂が多いことから、今後、高齢者等が円滑に移動できる交通環境を整える必要が生じています。また、2つの住宅地の定住促進を図るためにも、交通環境の整備が求められています。

また、狭あいな道路環境の整備をより一層推進していく必要がある地域もあります。

今後は、自然環境との調和を図り、高齢化社会に対応したバリアフリー対策も含め、住みやすい高質な住宅都市を目指して、交通環境の充実を図るとともに、公共下水道の整備を推進し、その効果が発揮できるように接続率の向上を図る必要があります。

施策の方向性

地域公共交通計画に基づいて公共交通の充実を進めます。また、狭あいな生活道路については、道路環境の整備を推進することによって、住環境の向上に努めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
4-2-1	道路の整備と管理	道路及び橋梁に関する長寿命化計画に沿って既存町道の拡幅整備や適切な維持管理を行い、円滑かつ安全な交通を確保します。
4-2-2	地域交通の確保	誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けることができるよう、地域公共交通計画を効果的・効率的に推進します。
4-2-3	公共下水道の整備と管理	下水道の普及を目指し、公共下水道の整備推進及び下水道の接続促進に努めます。



二宮駅北口駅前広場

4-3

公園・緑地

現況と課題

町は、一色地区の里山をはじめとして、小高い里山に抱かれた緑地環境が良好な住宅地として発展してきました。町内には、町民に身近な公園として、17の都市公園が配置されており、公園や緑地に触れあいながら暮らすことができる町となっています。

町では、吾妻山公園やラディアン花の丘公園の整備等、町民や観光客に親しまれる公園づくりを進めました。また、町民の協力を得て百合が丘地区のヤマユリの保護育成や葛川河川敷の緑化、町内の公共用地の花壇づくりを進めるとともに、町民は、菜の花の町として民有地に菜の花をはじめとした身近な花を植える等緑化に努めており、これらの取り組みにより、緑や草花があふれる町となっています。

今後は、より安全・安心で誰もが利用できるように、公園・緑地の管理を一層推進することが必要となっています。また、里山に抱かれた町として、里山の保全と活用、民有地に樹木、花を植栽する等の取り組みを、町民との協力・連携により進めていくことが求められています。

施策の方向性

市街地に残る貴重な緑を保全するとともに、誰もが親しめる公園の管理運営に努めます。また、町民にとって利用しやすい公園を目指し、公園の統廃合を含めた公園のあり方の検討を行います。

さらに、住民ニーズの変化や、社会・経済の情勢等により二宮町緑の基本計画の見直しを行い、二宮町環境基本計画に基づく施策とも連携して緑地を保全します。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
4-3-1	公園・広場の充実と適切な管理運営	公園の長寿命化計画に基づき、都市公園、児童遊園地等の施設や設備の維持管理を計画的に推進します。また、公園のあり方について、利用者の意向を踏まえ検討を行います。
4-3-2	緑地の保全と緑化の促進	動植物の生息、生育空間に配慮した吾妻山周辺と自然環境保全地域、海岸線に植生する松林等を適切に保全するため、自然保護を奨励します。また、緑と花いっぱいのもちづくりを促進します。



桜の植樹

分野別方針

5

環境、防災

～穏やかな生活環境と安全・安心な町～

豊かな自然環境を活かした持続可能なまちづくりとともに、事故や犯罪が少ない安全で安心なまちづくりを進めます。また、大規模な自然災害を想定して、自助、共助を基本に、町民と行政の協力・連携により、減災文化が根付くまちづくりを進めます。

5-1

環境保全

5-2

消防・救急、安全・安心

5-3

防災



湘南にのみや海岸530キャンペーン

5-1

環境保全

現況と課題

大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直すとともに、ごみの排出を抑制し、資源を再利用、再資源化する循環型社会を実現することが求められています。

二宮町では、平成23年に一般廃棄物処理基本計画を改定し、循環型社会の実現に向けた取り組みを強化しており、平成27年度には、平塚市、大磯町との1市2町によるごみ処理広域化が始まりました。また、平成27年10月より二宮町ウッドチップセンターが稼働を開始し、ごみの安定処理に向けた取り組みが一段と進んでいます。

今後も引き続き、町民の協力を得て、きれいなまちづくりを目指し、更なるごみの3R (Reduce リデュース:発生抑制、Reuse リユース:再使用、Recycle リサイクル:再生利用) に取り組むとともに、既存施設の適切な維持管理が必要となっています。

また、町内には、海、里山、河川等町民にとって身近な自然が残されており、これらの貴重な自然を活かしたまちづくりが求められています。

こうした自然のなかに生息する生物の多様性の保全とともに、地球環境に配慮した低炭素社会の形成に向けた省エネルギー化、自然エネルギーの利用を促進する必要性が一層高まっています。

平成24年に改定した二宮町第2次環境基本計画に基づいて具体的な取り組みについて、町民や民間事業者との協力・連携によって着実に実行することにより、生物多様性の保全、循環型社会の実現、低炭素社会の形成に向けたまちづくりを進めることが課題となっています。

施策の方向性

二宮町第2次環境基本計画に基づいて、生物多様性の保全、循環型社会の実現、低炭素社会の形成を3つの柱とする環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めます。

また、町内での再生可能エネルギーのあり方を検討し、低炭素型のまちづくりを目指します。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
5-1-1	自然環境と生物多様性の保全	自然環境の保全や美化の推進、里山・里地・里川・里海の保全に努めます。 また、保全や美化を総合的に推進するため、里山・里地・里川・里海等の自然環境全体をテーマにした意識啓発に努めます。
5-1-2	循環型社会の実現	ごみ処理広域化と3R（Reduce リデュース：発生抑制、Reuse リユース：再使用、Recycle リサイクル：再生利用）に加えてスモールな循環、ショートな循環、スローな循環（3S）の推進と普及、啓発により、循環型社会の実現に努めます。
5-1-3	低炭素社会の形成	自転車や公共交通の利用促進とともに、建築物の新築や更新に合わせた省エネルギー化や自然エネルギーの活用を通じて、低炭素社会の形成を図ります。 また、町に合った再生可能エネルギーのあり方を検討していきます。



ウッドチップセンター

5-2

消防・救急、 安全・安心

現況と課題

町では、消防力（消防・救急・救助）や地域における消防団の充実強化に取り組んでいます。

犯罪に関しては、車上ねらい等は減少傾向にありますが、いわゆる振り込め詐欺が増加傾向にあることから、町民との協力・連携により、地域の監視と通報体制、相談体制の強化を図っています。

今後は、消防・救急体制、消防団の一層の充実とともに、火災等の災害や、犯罪・事故から町民の暮らしを守るために、日頃からの防犯パトロール活動等、地域コミュニティによって地域をみんなで見守り、管理する、「地域の力」により「地域の安全力」を高めることが課題となっています。

交通事故防止対策については、安全な道路、通学路の整備や防犯灯・街路灯整備による明るいまちづくりの推進に加え、駅周辺の放置自転車・バイク対策のための施設整備を進めています。

また、「二宮町安全安心まちづくり旬間」を中心に地域による通学路の見守りや防犯パトロール等、人と人とをつなぐ地域づくりを支援することで、全町的な見守り活動を推進しています。

施策の方向性

1市2町による消防の広域化による効率的な消防行政の展開や、地域コミュニティによる「地域の安全力」の強化、交通事故防止対策の推進に取り組み、安全で安心なまちづくりを進めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
5-2-1	消防・救急活動の充実強化	火災の未然防止に向けて、消防署、消防団と協力して、火災予防思想の普及、消防訓練指導、広報等を展開し、火災予防の充実を図ります。 また、消防・救急活動体制の強化を図ります。
5-2-2	交通安全・防犯施設の充実強化	交通安全意識の向上と交通安全施設の充実、防犯意識の啓発と防犯関連設備の充実に努めます。
5-2-3	消費生活	いわゆる振り込め詐欺に対する啓発活動の強化や、商品やサービス等消費生活全般に関する情報提供や契約等の正しい知識の普及、消費者団体の支援育成により、消費者被害の未然防止に努めます。
5-2-4	地域の安全力の向上	防犯パトロール等により地域の安全力が向上するよう町内の自治会・町内会で行われている取り組みの事例紹介や相談体制の充実により地域活動を支援します。



5-3

防災

現況と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災により、自然の脅威とともに、あらためて自然災害に強いまちづくりの必要性和危機管理体制の重要性が認識されました。また、家族や地域コミュニティにおけるつながりやきずなの大切さが再認識されました。

神奈川県西部地域では、神奈川県西部地震、神縄・国府津-松田断層帯の地震とともに、東海地震、南関東地震、神奈川県東部地震、三浦半島断層群の地震、東京湾北部地震の7つの地震が想定されていますが、とりわけ東海地震、神縄・国府津-松田断層帯の地震、神奈川県西部地震の切迫性が指摘されているところです。神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する地域に位置するため、地震が起こりやすい地域として日頃からの震災対策が急がれます。

これまで大きな災害を経験しなかった二宮町ですが、東日本大震災を契機として県の被害想定が変更になったため、二宮町地域防災計画を見直し、自主防災組織の育成や災害発生時における応急対応について強化しました。自主防災組織では、防災指導員を中心として防災活動に取り組んでいます。また、一部の海岸地域において、津波や高潮対策を進めています。台風被害により失われた砂浜については、国・県と連携して砂浜の復旧を進めているところです。

今後は、いつどのような地震等の大規模な自然災害が発生しても町民一人ひとりの生命と暮らしを守ることができるように、日頃から危機管理体制を強化する必要があります。防災の基本は、自助、共助、公助の役割分担であり、とりわけ、町民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、家庭や地域での防災活動や、地域コミュニティにおけるつながりやきずなにより減災文化を築くことが喫緊の課題となっています。

施策の方向性

二宮町地域防災計画に基づき、危機管理体制の強化と町民の防災意識の向上に取り組みます。また、一人ひとりの防災意識を高め、自助、共助を基本として、減災文化が根付くまちづくりを進めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
5-3-1	自助活動の推進	木造建築物の耐震改修の推進を図るとともに、家庭内での台風や地震等の災害への準備促進等、自らの命を守るための町民の防災対策を支援します。
5-3-2	共助活動の推進	地域における防災活動や、災害時の自主防災組織による避難支援や救出救護活動等の技術向上を支援します。 また、各種防災活動団体間の連携を支援するとともに、企業等との災害時協定を促進します。 さらに地域との協働による災害時の地域における安否確認や要援護者への対応の仕組みづくりとその充実を図ります。
5-3-3	公助活動と危機管理体制の強化	公共施設の耐震化の促進、防災関連施設の整備充実やライフラインの防災性の向上等により災害に強い町の基盤づくりを推進するとともに、災害時の自治体としての業務継続体制の強化を検討します。



防災訓練に参加する中学生

分野別方針

6

産業・経済

～活気あふれる町～

身近な自然によりもたらされる恩恵を活かした農業、漁業の振興を図るとともに、町民にとっての身近な購買機会を確保するため商店街の振興を進めます。また、地の農業、漁業等を活かしブランド品の開発と普及に努めるとともに、町の風景や文化を活かした観光振興を図ることにより、活気あふれるまちづくりを進めます。

6-1

農林漁業

6-2

商工業

6-3

観光



6-1

農林漁業

現況と課題

二宮町は、畑作を中心とした農業、近海漁業を中心として、東京近郊でありながら田舎の風景が残る町としての側面を持っています。

農業は、都市近郊農業として露地野菜、みかん栽培を中心に発展してきましたが、農家の高齢化と後継者不足等により、遊休農地も目立ってきています。一方、湘南ゴールドの栽培、オリーブの栽培等の新しいチャレンジも始まり、新規に参入する農家も現れる等、新しい芽も育っています。

漁業については、相模湾に豊かな漁場を持ち、首都圏に位置することからその立地性を活かした観光漁業等、都市近郊型の漁業振興に取り組んでいます。

都市近郊である立地を活かした取り組みをするため、農業についてはみかん、オリーブ等を活用した新しい特産物の普及や、担い手の確保として新規参入を促すとともに、観光とも連携した魅力あるブランド品、地場産品づくりを進めていますが販路開拓が課題になっています。また、農地を守る視点から増え続ける遊休農地の解消も課題となっています。

田畑を耕す「農」の仕事は、食料供給だけでなく健康を育む側面を持っています。地元の食材を地元で消費する地産地消は、町の魅力の一つとして取り組みが求められています。

他にも、町民に身近な里山を守り育成するため、町民や町民団体による里山保全や活用を検討することが求められています。

漁業については、観光漁業も含めて従来からの都市近郊型の立地を活かした漁業振興に取り組むとともに、海岸保全も踏まえた漁港周辺の環境を整えていく必要があります。

施策の方向性

農業、漁業ともに観光や二宮ブランドとも連携して引き続き都市近郊である立地を活かした取り組みを進めます。

農業では喫緊の課題である新たな担い手の確保に努めるとともに、特産物の普及による遊休農地の解消や、町民が「農」を楽しめる環境づくりに努めます。

漁業については、朝市や観光漁業の振興を促進し、海岸保全も踏まえた漁業環境の整備に努めていきます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
6-1-1	農林業振興の推進	新規参入を増やし、農地の有効利用と、担い手や各種生産団体の育成及び協議会等への支援を推進します。 また、農道の改良及び維持管理を計画的に推進するとともに、農地の荒廃地化の防止、遊休農地の解消を図ります。 さらに、町民の余暇利用による農地の保全として「農」のある暮らしを楽しめる環境づくりを進めます。
6-1-2	水産振興の推進	都市近郊である立地と恵まれた海の資源を活用し、海の朝市、観光漁業等の取り組みを促進し、水産振興を図ります。 また、漁港周辺の整備や施設の維持管理により、水産業を営む環境を保持するとともに、海岸環境の整備と保全を図ります。
6-1-3	特産品の普及と二宮ブランドとの連携	湘南ゴールド、みかん、落花生、オリーブ、しらす等地場の特産品づくりと商品化を奨励し、町民や民間事業者等と連携して販路開拓を支援します。



湘南にのみやふるさとまつり

6-2

商工業

現況と課題

大きな産業を有しない町ですが、かつてはJR二宮駅周辺の商店街を中心として近郊の消費者等も集めて、発展してきました。近年は、県道71号（秦野二宮線）沿道に大型店やチェーン店が立地し、新しい商業エリアが成長しています。消費不況、消費者のニーズの多様化、郊外地の発展、宅配サービスやインターネット販売等のシェアの増加、後継者不足等商業をめぐる環境は厳しく、既存の商店街の衰退に歯止めがかかっていません。一方、商業者による新しい店舗の開設や宅配サービス等、町民や観光客のニーズを的確に応えた商業経営も生まれています。

町では、商工会と連携して起業支援を行うとともに、JR二宮駅周辺の商店街の活性化や支援策を推進してきました。

今後は、商店街組織や商工会とも連携して、町民に身近な購買機会を確保するため、JR二宮駅周辺の商店街や町内の商店について、町民や観光客のニーズに応えられる商店街として、また、安全に安心してそして楽しく買い物ができるまちづくりを行うことが課題となっています。高齢化社会の進展の中で、買い物が困難な町民に対して宅配サービス等により、暮らしを支援することが求められています。

施策の方向性

民間団体と連携して、町民の身近な購買機会を確保するとともに、観光振興と連携して、観光客のニーズに応えられる商業振興を進めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
6-2-1	商工業の振興	町内中小企業の健全な育成と発展に向けて、町商工会を始めとする各商店の機能が十分発揮されるよう、費用対効果を勘案した支援を行うことにより、商工業の振興を図ります。
6-2-2	中小企業への支援	町内中小企業の振興と経営の安定のため、融資制度の活用により、中小企業支援を図ります。
6-2-3	起業支援	商工会と連携して、商業者や町民等による起業を支援します。
6-2-4	勤労者福祉の充実	勤労者の福利厚生の実現に努めます。
6-2-5	二宮ブランドの普及・促進	商工会と事業者が連携しながら、二宮ブランドの認知度を向上させるとともに、販売を促進します。



にのみや商工まつり

6-3

観光

現況と課題

近年では吾妻山公園の早咲きの菜の花がマスコミに取り上げられ有名になっており、多くの観光客が訪れるようになりました。

しかし、吾妻山公園の菜の花シーズンに特化した観光となっている問題や、町内を回遊する観光客が少ないという問題が生まれています。また、リピーターも減少している傾向にあり、このため、観光振興が、必ずしも町の経済の活性化に結び付かないという問題も生まれています。

町では、ラディアン花の丘公園をオープンする等町の魅力づくりに取り組んでいますが、町観光協会や町商工会と連携した観光客の誘客を行う等、更なる観光振興が求められています。

今後は、町内の田舎の風景や歴史文化施設を巡り、町の持つ魅力を満喫できるよう、観光情報を更に充実させ、発信していく必要があります。また、観光協会や商工会、商店街組織、町民との連携、観光振興のための体制づくり等、活性化に向けた取り組みが必要となっています。

施策の方向性

田舎の風景や歴史文化施設を巡り歩いて楽しい観光地として、町の魅力を知っていただくとともに町民みんなで「おもてなし観光」を進めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
6-3-1	観光情報の発信の充実	吾妻山公園の早咲きの菜の花や、町内にあるその他施設や歴史・文化、自然、風景といった観光資源の情報の充実やPR活動を推進します。



分野別方針

7

自治体経営

～スリムで足腰が強い町～

地域主権改革に伴う町への権限移譲が進む中で、自治の力の向上と町民サービスの質の充実を図るため、行政改革、計画的な行財政運営、広域行政、行政体制のスリム化をより一層推進し、「自治体経営の力」を向上させます。また、町民の「まちづくりの力」と地域コミュニティによる「地域の力」づくりへの支援や、「新しい公共」※を育てるための支援を行い、町民、民間事業者等と協力・連携したまちづくりを進めます。

7-1

自治

7-2

地域コミュニティ支援

7-3

行財政運営

※「新しい公共」

これまでの公共サービスは、主に行政が担ってきましたが、今後は、市民が、様々な分野のまちづくりに参画し、主体的に公共を担うことが必要となっています。「新しい公共」について、政府に設置された「新しい公共」円卓会議では、『人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である』（平成22年第8回「新しい公共」円卓会議「新しい公共」宣言）としています。

「新しい公共」では、市民も公共サービスの提供者となること、行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲することが求められています。「新しい公共」は、古くからの日本の地域や民間の中にあつたものであり、次第に失われてきていますが、阪神淡路大震災や東日本大震災などを契機に「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことが必要である、とされています。

7-1

自治

現況と課題

地域主権改革の進展、少子高齢化、町民ニーズの多様化等により、行政の果たす役割が一層重要になっています。

町では、広報の充実、町民の意見を町政に反映させるための機会の充実、町民参加による行政評価等により、広報広聴機能を充実するとともに、行政の窓口機能の充実、町民が安全に安心な暮らしを実現するため、行政のリーダーシップの強化を図っています。また、町民の信託に応えるため、人材育成基本方針に基づく職員研修等を通じた町職員の資質の向上により、職員の力が発揮できる行政運営に努めています。

今後は、町民一人ひとりの意見を行政運営に反映するため、広報広聴機能を充実するとともに、社会状況や町民ニーズの変化に的確に応えるため、行政の適切なリーダーシップとコーディネート機能が発揮できるよう、行政運営の強化・充実を図ることが求められています。また、「自治体経営の力」を強化するために、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、「新しい公共」と行政との役割分担を明確にしつつ、町民、民間事業者と協力・連携しながら、「足腰の強い町」を築き上げていくことが課題となっています。

施策の方向性

町の施策や取り組み等について広報・広聴の充実を図るとともに、官民協働によるまちづくりを行う環境の充実、職員の能力の向上を図ることにより「足腰の強い町」の実現を目指します。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
7-1-1	広報・広聴の充実	多様な手法により町の取り組み等の広報活動・PRの充実を図ります。 また、町民からの相談窓口の一元化を図るとともに、広聴活動の充実を図ります。
7-1-2	官民協働によるまちづくり活動の推進	二宮町町民参加活動推進条例に基づき、町民、ボランティアグループやNPO、事業者等と町が協働でまちづくりを進めていくため、適切に町政への参加の機会を確保するとともに、活動を推進するために、活動の場や情報等の提供に努めます。
7-1-3	職員の能力の向上	人材育成基本方針に基づく人材育成や、職員の自治体経営能力、業務遂行能力の向上に努めます。



まちづくり移動町長室

7-2

地域コミュニティ支援

現況と課題

町内には、古くからの地域コミュニティと新しい住宅団地で形成された地域コミュニティが存在します。自治会・町内会組織による地域コミュニティ活動や公的な関心を持ったサークル・グループによる活動等、町民の暮らしをみんなで支える町民活動も生まれています。

一方、生活圏の広域化、世帯の小規模化、価値観の多様化の中で、次第に町民相互の関係が希薄になる傾向にあることから、地域の少子高齢化が進展する中で、あらためて家族や地域のつながりやきずなづくりを進める必要が生まれています。

町では、自治会・町内会、二宮町社会福祉協議会等の団体と協力・連携して、町民の様々な活動を支援するとともに、町民相互の協力と支え合いによるまちづくりを支援しています。

今後は、地域の団体や、町民団体等と協力・連携して、地域コミュニティのつながりを強めることが課題となっています。そのために、町の情報、相談機能や、支援体制の充実、強化が求められています。

施策の方向性

地域による共助の力を強めるために、町民と協力・連携して「地域の力」を育てます。また、福祉、防災、町の活性化等様々な分野を担う町民団体等による活動を支援します。そのため、町民にとってわかりやすい行政を目指して、町の情報、相談機能、支援体制の充実、強化に努めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
7-2-1	コミュニティ活動支援	自治会・町内会等の地域単位で活動する団体や、NPO やボランティア活動団体等テーマをもって活動する団体、町内外を含めた幅広い交流等、地域における多様な活動団体による主体的なコミュニティ活動を支援するため、情報提供、相談体制の充実・強化に努めます。
7-2-2	人権・平和の推進	町民一人ひとりがお互いの人権や価値観を正しく尊重し合えるよう、啓発活動を推進します。 また、男女共同参画意識の啓発や学習機会の充実を図ります。



高山村

7-3

行財政運営

現況と課題

少子高齢化の進展、人口減による税収入の落ち込み等自治体収入が厳しさを増す中で、町民サービスの質を低下させず、町民の協力を得て、質の高い行政運営が求められています。また、国による地域主権改革の流れの中で、町が担う行政事務も増加しています。

そのため、行政改革を進めるとともに、民間活力の活用、広域行政等により、効率的で質の高い行財政運営に努めています。町では、生涯学習センター・ラディアン、町民プール等の公共施設を整備し、健康で文化的な町民の暮らしを支えています。多くの公共施設を抱える町として、公共施設の老朽化問題もあり、平成25年3月に公共施設白書を、平成25年10月に公共施設再配置に関する基本方針を策定したところです。

今後は、社会状況や町民ニーズの変化に対応して、効率的で質の高い行財政運営を進めるため、行政改革を一層進めることが求められています。その際には、行政の果たす役割を明確にし、可能な限り町民や民間の活力を活用することが重要です。また、多くの公共施設を持つ自治体として、東京大学二宮果樹園跡地等の公有地の利活用や老朽化する施設の長寿命化と再配置に関する計画を策定するとともに、これらの施設の個別の維持管理計画を策定することが課題となっています。

施策の方向性

効率的な行財政運営を進めるため行政改革に努めるとともに、社会状況や町民ニーズに的確に対応できるよう、効率的で柔軟な財政運営を行います。また、公共施設や未利用地の利活用や再編に取り組みます。

さらに、小規模な自治体として隣接する市町との広域行政を進めます。

施策の概要

施策No.	施策	主な取り組み
7-3-1	計画的な行財政改革の促進	総合計画の効果的で柔軟な推進と実効性の確保を図るため、二宮町行政改革推進計画とも連動しながら、行政評価制度に基づく事業の進行管理と外部評価を取り入れた計画の重点的な評価を実施するとともに、事業費等の見直しや効率化を進めます。
7-3-2	安定的な財政基盤の確立	「財政見通し」に基づいて、総合計画を実現するため、事務事業の見直しやスクラップアンドビルドの徹底、施策の効率化等、財政運営の効率化を進めます。また、町財政の基盤である税金の納税意識の啓発に努めるとともに、収納率の向上を図ります。
7-3-3	安全で効率的な情報システム運用	電子化・ネットワーク化が進む庁内の各種手続やシステム等について、セキュリティの強化等により、安全で効率的な運用を推進します。
7-3-4	公共施設の適正な維持管理・再編	町内の公共施設について、多様な手法による整備、再編及び利便性の向上や、施設の複合化・民間活用、長寿命化、適正な維持管理のため、また、バリアフリー化や子どもや子育て中の利用者の利便性の向上、耐震性の向上、防災機能の強化のため、公共施設白書や再配置に関する基本方針を踏まえ、公共施設等維持管理計画を策定し、適切な運用を推進します。
7-3-5	広域連携の推進	効率的な行政運営に向けて、スケールメリットが期待できる業務や広域的な連携が必要な業務等は、県や周辺市町との協力・連携を推進し、町民の利便性の向上を図ります。また、広域的な連携が必要な課題の研究に取り組みます。

4章

実現の方策

総合計画に基づく計画の見直しの方向性

- 基本計画は、計画期間が3年又は4年という比較的短い計画期間とすることによって、国の政策動向、社会経済状況、町民のニーズを踏まえて、柔軟な行政運営が可能としています。
- 3年又は4年の基本計画を受けて、各年度の実施計画を策定し、実施計画に基づいて予算案を編成します。
- 予算案には、その根拠となる基本計画の記述を記載することにより、予算案に掲げる事業の根拠、目的、ねらい、期待される効果を明示します。
- 総合計画のPDCAサイクル
[P: 計画 (Plan)、D: 実行 (Do)、C: 評価 (Check)、A: 改善 (Action)]
実施計画の実施状況については、PDCAサイクルによるローリング方式によって見直すことにより事業評価を行い、次年度の実施計画の修正を行います。
中期基本計画の最終年度については、町民と専門家が参加した「まちづくり評価委員会」により、基本構想のまちづくりの方向性に基づいて政策評価を行い、後期基本計画に反映します。
また、後期基本計画については、前期・中期を含めて、基本構想に基づいて政策評価を行い、次の総合計画に反映します。

資 料

1. 策定経過

(1) 議会

平成27年12月25日	議会全員協議会	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画素案について
-------------	---------	--------------------------

(2) 二宮町総合計画審議会

【構成員：14名（議員2名、町教育委員会の委員1名、町農業委員会の委員1名、関係行政機関の職員1名、町内の公共的団体等の代表者3名、学識経験を有する者6名）オブザーバー：4名】

第1回	平成27年8月5日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画について • 第5次二宮町総合計画中期基本計画策定方針について
第2回	平成27年8月26日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画の策定に向けた課題の検討について
第3回	平成27年10月19日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画の諮問について • 第5次二宮町総合計画中期基本計画分野別方針骨子（案）について • アンケート調査結果について
第4回	平成27年11月30日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画素案（案）について
第5回	平成28年2月12日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画（素案）に対する意見募集結果について
第6回	平成28年2月24日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画について（答申書の提出）

(3) 二宮町総合計画策定委員会

【構成員：12名（町長、副町長、教育長、部長級職員(9名)）】

第1回	平成27年8月4日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画の策定方針（案）について
第2回	平成27年8月18日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画の策定に向けた課題の検討について
第3回	平成27年10月6日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画骨子（たたき台）について • アンケート調査結果について
第4回	平成27年11月17日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画骨子素案（たたき台）について
第5回	平成28年2月2日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画（素案）に対する意見募集結果について • 第5次二宮町総合計画中期基本計画（案）について

(4) 二宮町総合計画策定委員会幹事会 【構成員：課長級職員(21名)】

第1回	平成27年8月26日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画の策定に向けた課題の検討について
第2回	平成27年9月28日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画骨子（たたき台）について • アンケート調査結果について
第3回	平成27年10月29日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画骨子素案（たたき台）について
第4回	平成27年12月24日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画実施計画の作成について
第5回	平成28年1月27日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画（素案）に対する意見募集結果について • 第5次二宮町総合計画中期基本計画（案）について
第6回	平成28年2月25日	• 第5次二宮町総合計画中期基本計画（案）について

(5) 職員ワークショップ【構成員：班長級以下の職員（32名）】

第1回	平成27年8月17日	• 成果指標の検討を通じて重点的方針の基本目標を考える
第2回	平成27年9月28日	• 第1回でまとめた基本的方向を踏まえ、具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）の職員案を提案する（検討）
第3回	平成27年10月6日	• 第1回でまとめた基本的方向を踏まえ、具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）の職員案を提案する（まとめ）

(6) 町民ワークショップ【公募の町民・職員（49名）】

第1回	平成27年8月8日	• 魅力ある二宮町を創出するために私（私たち）が取り組むこと
第2回	平成27年9月12日	• おおむね5年後の望ましい姿の検討 • おおむね5年後の望ましい姿を実現するために、私たちは何をすべきか
第3回	平成27年10月24日	• おおむね5年後の望ましい姿を実現するために、私たちは何をすべきか

(7) その他

町民等アンケートの実施 平成27年7月1日～13日	町民満足度調査 (配布1,000件 回収342件 回収率34.2%)
	転出者アンケート (配布 800件 回収189件 回収率23.6%)
	転入者アンケート (配布 800件 回収323件 回収率40.4%)

2. 二宮町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会の議員 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内
- (5) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人以内
- (6) 学識経験を有する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 9 月22日条例第18号）

この条例は、平成11年12月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月15日条例第 3 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月14日条例第11号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

3. 二宮町総合計画審議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	
前 田 憲一郎	町議会の議員	1号
柳 川 駅 司	町議会の議員	1号
蓮 實 茂 夫	町教育委員会の委員	2号
柏 木 稔	町農業委員会の委員	3号
佐 藤 清	関係行政機関の職員	4号
廣 上 正 市 (副会長)	町内の公共的団体等の代表者	5号
田 邊 邦 良	町内の公共的団体等の代表者	5号
岡 本 康 則	町内の公共的団体等の代表者	5号
後 藤 伸 (会 長)	学識経験を有する者	6号
籾 健 夫	学識経験を有する者	6号
秋 山 和 紀	学識経験を有する者	6号
高 須 英 郎	学識経験を有する者	6号
豊 田 博 美	学識経験を有する者	6号
駒 沢 慎一郎	学識経験を有する者	6号

二宮町総合計画審議会オブザーバー

岩 永 岳 大

稲 葉 しずか

井 上 岳 一

菅 澤 富 枝

4. 諮問

二第1377号

平成27年10月19日

二宮町総合計画審議会
二宮町総合戦略検討委員会
会長 後藤 伸 様

二宮町長 村田 邦子

第5次二宮町総合計画中期基本計画の諮問並びに二宮町総合戦略の審議について

第5次二宮町総合計画中期基本計画（平成28年度～平成30年度）の策定にあたり、二宮町総合計画審議会条例第2条の規定により、第5次二宮町総合計画中期基本計画について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

また、二宮町総合戦略の策定につきましても、第5次二宮町総合計画中期基本計画と一体的に策定するため、貴検討委員会のご意見を伺いたく、併せてご審議くださるようお願いいたします。

5. 答申

平成28年2月24日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会
会 長 後 藤 伸

第5次二宮町総合計画中期基本計画について

平成27年10月19日付け二第1377号により諮問を受けました第5次二宮町総合計画中期基本計画について、別紙のとおり意見書を提出します。

なお、諮問の際に示された第5次二宮町総合計画中期基本計画骨子（案）に基づき、本審議会で慎重に検討いたしました。

その検討結果を「第5次二宮町総合計画中期基本計画（二宮町総合計画審議会案）」としてとりまとめましたので、町においてはこれを十分に尊重し、第5次二宮町総合計画中期基本計画策定及び事業実施に反映されますよう要望し、本審議会の答申とします。

第5次二宮町総合計画中期基本計画について（意見）

第5次二宮町総合計画中期基本計画の策定については、基本構想に掲げるまちの将来像である「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」と、3つの理念である「まちづくりの力」、「地域の力」、「自治体経営の力」に基づき、4つのまちづくりの方向性である「生活の質の向上と定住人口の確保」、「環境と風景が息づくまちづくり」、「交通環境と防災対策の向上」、「戦略的行政運営」の実現に向けて中期基本計画における重点的方針を中心に検討を行いました。

重点的方針の検討にあたっては、今後、3年間に町が戦略的かつ重点的に取り組むべき事項について、二宮町総合戦略との整合を図るとともに、町民満足度調査や町民ワークショップなどの結果を踏まえ、町の強みである豊かな自然環境や温暖な気候、歴史・文化などの魅力を最大限活かした施策となるよう配慮し、最終的に14本の重点的方針として整理しました。

この重点的方針の推進にあたっては、子どもから高齢者、障がい者など、誰もが健康でいきいきと生活することができ、多くの人々が二宮町に住んで良かったと実感できるまちが実現されるよう、多くの町民や地域、民間企業等とも連携・協力しながら積極的な事業展開が必要となります。

町民活動や地域コミュニティが活性化し、町全体の活性化が図られ、基本構想に掲げる町の将来像が実現されるよう、積極的な取り組みを要望します。

第5次二宮町総合計画 中期基本計画

発行 神奈川県二宮町
平成28年3月
〒259-0196
神奈川県中郡二宮町二宮961番地
電話：0463-71-3311（代表）



二宮町

